

救急要請に際してのポイント

尊いいのちを救うためには、「予防」「119通報」「応急手当」「医療処置」がいずれも迅速に途切れることなく行われることが重要です。

緊急事態はいつ起こらないとも限りません。特に、休日・夜間は施設職員が少なくなります。

いざというときに慌てないために、各職員がどのように行動すれば良いのかを施設内で検討し、事前に対応マニュアルなどを作成しておいてください。



① 施設内での対応

- (1) 緊急事態が発生したことを、施設内職員に知らせてください。
- (2) 緊急事態が起こった場所に、職員を集めてください。
- (3) 集まった職員の役割を分担してください。
 - ア 119番通報。
 - イ 傷病者への応急手当。
 - ウ 関係者への連絡（家族・施設関係者など）。
 - エ 救急車の誘導と、救急隊を傷病者のところへ案内してください。
 - オ 何が起こったのか、どんな応急手当をしたのか説明してください。
 - カ 傷病者について必要な情報（※）を救急隊に伝達してください。

※ 別添の『救急情報提供書』をご活用ください（救急隊にコピーをお渡し下さい）。

救急情報提供書は、現場の救急隊に迅速・的確に情報提供することで、早期搬送することを目的としています。

また、情報は救急業務以外には使用はいたしません。

② 協力病院への連絡と搬送病院の確保

- (1) 状況に応じて、協力病院やかかりつけ医師に連絡してください。
 - (2) あらかじめ搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は、当該医療機関へ搬送します。
- ※ 緊急度・重症度により、搬送先医療機関が異なる場合もあります。

③ 施設職員の同乗

- (1) 医療機関への申し送りが必要です。また、家族や職員の同乗は、医療機関から求められます。
- (2) 看護記録・介護記録・カルテ等を持参してください。

④ DNAR（蘇生処置をしないで）の意思表示

- (1) 傷病者や家族からDNAR（蘇生処置をしないで）の意思表示（書面等）がある場合は、あらかじめ協力病院やかかりつけ医師に相談してください。
- (2) DNARの意思表示があつた場合でも、救急隊は原則、応急処置を実施し医療機関へ搬送します。
心肺蘇生法などの応急処置を実施することが、救急隊の業務とされています。救急隊の活動にご理解とご協力をお願いします。

⑤ 救急車の適正利用

緊急に対応する必要がないと思われる次のような場合は、自家用車や患者等搬送事業者（民間の救急車：有料）などの活用に、ご理解とご協力をお願いします。

- (1) 寝たきりである、人手がないなどが理由の場合。
- (2) 寝台車等を利用すれば病院に行ける場合。
- (3) 受診、入院が決定していて、移動手段がないため理由の場合。
- (4) 処方薬がなくなったので、かかりつけ病院へ行く場合。
など、緊急性が認められない場合。

※ 越谷市消防本部では一定要件を満たした民間会社を患者等搬送事業者として認定しています。内容や詳細については、各事業者にご確認ください。

認定事業者につきましては、別添の「認定患者等搬送事業者名簿」をご覧ください。

問合せ先 越谷市消防本部救急課 048-974-0107
